

### 別紙-3 廃棄物の海洋投入処分に関する計画変更の内容

#### (1) 海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

(変更前) 5ヶ年で 150,000m<sup>3</sup>

(変更後) 5ヶ年で 126,000m<sup>3</sup>

#### (2) 単位期間において海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
(変更前)	30,000m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>
(変更後)	14,275m <sup>3</sup>	21,934m <sup>3</sup>	18,201m <sup>3</sup>	22,876m <sup>3</sup>	48,714m <sup>3</sup>

※変更後の1年次～4年次は、実績値

#### (3) 廃棄物の排出方法

(変更前) 廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省 第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。なお、航行中の排出は行わない」に従い実施する。

○運搬・排出における使用船舶 ガット船（最大積載容量 1,000m<sup>3</sup>、グラブバケット容量 3m<sup>3</sup>）

○排出回数 1日あたり最大 2,000m<sup>3</sup>程度（述べ 2～3 隻/日）

(変更後) 変更なし